

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】
 （注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">II 記載要領及び留意事項</p> <p style="text-align: center;">関税法関係</p> <p style="text-align: center;">事前教示に関する照会書（C-1000）</p> <p>関税率表適用上の所属区分等に係る事前教示に関する照会に対する回答を文書により求めようとする者（以下「照会者」という。）は、この用紙に必要事項を記載したものを、当該照会に係る貨物の主要な輸入予定地を管轄する税関の首席関税鑑査官等に1部提出する。ただし、インターネットにより照会を行う場合を除く。</p> <p>（省略）</p> <p>照会文中の「<u>関税率表適用上の所属区分及び統計品目番号</u>」、「<u>関税率（EPA税率以外）</u>」、「<u>EPA税率</u>」、「<u>内国消費税等の適用区分及び税率</u>」及び「<u>他法令</u>」については、それらのうち、照会者が照会しようとする事項の□内に×印を記入することにより照会事項を表示する。<u>なお、ここでいうEPA税率とは、経済連携協定に基づく税率を指す。</u></p> <p>（省略）</p> <p>「<u>見本及び参考資料</u>」欄には、照会者が提出する見本及び参考資料のうち該当する項目の□内に×印を記入する。<u>当該参考資料が「その他」に該当する場合には、「（）」内に当該参考資料の種類、名称等を記載する。提出した見本及び参考資料について返却が必要な場合には、それぞれ「見本の返却」及び「参考資料の返却」欄の「要・否」のうち要を○で囲み、不要な場合には、否を○で囲む。また、見本の取扱いに当たって留意点（切断の可否等）がある場合には、「見本の取扱い」欄の「（）」内に簡潔に記載する。</u></p> <p>（省略）</p> <p>「<u>照会貨物の説明（製法、成分割合、性状、構造、機能、用途、包装等）</u>」欄には、当該照会に係る貨物の製法、<u>成分割合（不明の場合は投入原料割合）</u>、性状、構造、機能、用途、包装等で、照会事項である当該貨物の関税率表適用上の所属区分等を決定するために必要なものを具体的に記載する。</p> <p>（省略）</p>	<p style="text-align: center;">II 記載要領及び留意事項</p> <p style="text-align: center;">関税法関係</p> <p style="text-align: center;">事前教示に関する照会書（C-1000）</p> <p>関税率表適用上の所属区分等に係る事前教示に関する照会に対する回答を文書により求めようとする者（以下、「照会者」という。）は、この用紙に必要事項を記載したものを、当該照会に係る貨物の主要な輸入予定地を管轄する税関の首席関税鑑査官等に1部提出する。ただし、インターネットにより照会を行う場合を除く。</p> <p>（同左）</p> <p>照会文中の「<u>関税率表適用上の所属区分</u>」、「<u>関税率</u>」、「<u>統計品目番号</u>」、「<u>内国消費税等の適用区分及び税率</u>」及び「<u>他法令</u>」については、それらのうち、照会者が照会しようとする事項の□内に×印を記入することにより照会事項を表示する。</p> <p>（同左）</p> <p>「<u>参考資料</u>」欄中の「<u>見本、写真、図面、カタログ、説明書、分析成績、その他</u>」については、それらのうち、照会者が提出する参考資料に該当する項目を○で囲む。また、当該参考資料が「<u>その他</u>」に該当する場合には、「（）」内に当該参考資料の種類、名称等を記載する。</p> <p>（同左）</p> <p>「<u>照会貨物の説明（製法、成分割合、性状、構造、機能、用途、包装等）</u>」欄には、当該照会に係る貨物の製法、<u>成分割合</u>、性状、構造、機能、用途、包装等で、照会事項である当該貨物の関税率表適用上の所属区分等を決定するために必要なものを具体的に記載する。</p> <p>（同左）</p>